

## 山口県観光振興条例（仮称）素案に対する意見の募集結果について

山口県では、観光振興に関する取組の一層の推進を図るため、「おいでませ山口観光振興条例」を制定しましたので公表します。

また、条例の制定に当たり、素案に対して実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について併せて公表します。

### 1 公表する資料

- (1) 「おいでませ山口観光振興条例」の概要
- (2) 「おいでませ山口観光振興条例」全文

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集結果

平成27年10月9日（金）から平成27年11月4日（水）まで

- (2) 意見の件数

11人 34件

- (3) 意見の内容と県の考え方

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	DMOの枠組みにおいて、観光分野でのICT活用も視野に入れてはどうか。ICT活用で観光客の利便性を高めたり、県内外・国外へ観光客に向け情報発信に活用するなど可能性が広がると考える。	条例内に観光旅行者の利便の増進を図るための「情報通信技術の活用」の促進について規定しました。
2	観光振興条例の制定は、地域の活性化にとって重要であり、その趣旨にも賛同します。条例の制定によって観光客が増加していくことを期待します。	前文に観光の振興が地域経済の活性化、雇用の機会の増大、地域社会の持続可能な発展を促すこと等を明記しました。
3	観光振興といえば他県や外国からの観光客を増やして県内に活気を創出させるというイメージですが、そこにとどまらず、県民全員があらゆる立場から観光振興に取り組むことによって、県民が地域の誇りや地域の素晴らしさを再認識し、定住人口の拡大につなげるという思想が素晴ら	前文に、観光振興の理念を交流人口の拡大にとどめず、県民の誇りと愛着に根差した地域の元気創出による定住の促進へと高めることを明記しました。なお、「定住人口の拡大」については、「定住の促進」へと表現を改めました。

	<p>しいと思います。</p> <p>この条例に基づき、県や市町のさまざまな事業が組み立てられることを期待しています。</p>	
4	<p>明治維新の発信源の一翼を担った山口を世界に知らしめ、さらに海外の方に対する「おもてなし」を片言でよいから英語で話せる人や更に観光地を英語で案内できる人を育成するなどしないと永続的に観光客の誘致は難しいと思う。</p>	<p>観光の振興に寄与する人材の育成として、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲のある者の知識及び能力の向上等の促進や、外国人観光客の来訪の促進として、情報の提供や通訳案内サービスの向上の促進について規定しました。</p>
5	<p>県の形も横広なので移動に時間がかかることを逆手にとって沿線の道の駅などの充実を図るとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>観光旅行者の利便の増進として、旅行関連施設等の利便性、快適性等の向上の促進について規定しています。今後の施策推進に当たっても参考とさせていただきます。</p>
6	<p>地元への愛着から、機会があれば山口県の観光資源を紹介しており、地道ながら口コミによる宣伝効果も少しはあるのではないかと思います。条例にはこうした活動も規定されているのでしょうか。県民や、県出身者による観光PRといったことも行われたら、山口県の観光振興に役立つのではないかと思います。</p>	<p>前文や基本理念、県民の役割、おもてなしの向上において、県民の地域への誇りと愛着をもったおもてなし等について規定しました。</p> <p>県民の皆様による山口県の魅力や観光情報についての積極的な情報発信をお願いいたします。</p>
7	<p>他の自治体の観光の条例と比べても、県や国の課題への対応を意識した素晴らしい内容の理念条例だと思います。この条例の内容に見合う山口県の観光振興関係の事業にも期待しています。</p>	<p>条例制定を契機として、市町や観光関係団体、多様な観光事業者、県民の皆様と一体となって、観光振興をより一層推進してまいりたいと考えます。</p>
8	<p>観光振興のための条例であれば、やはり基本理念としては、いかに多くの人に山口県を訪れていただくか、交流人口の拡大にあると思います。その結果として、観光に携わる人が増え、若者の雇用の場が創出されるといった効果が期待されます。そういった好循環により交流人口の拡大を微増</p>	<p>前文に、来訪者の満足度向上に向けた多様な主体が一体となった観光地域づくりの取組や、県民による地域の魅力の再認識と地域への誇りと愛着をもったおもてなしの実践を通じ、地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたいとなるような山口県として更に魅力を生み</p>

	でも良いので定住人口の増加に繋げていただければと思います。	出していくという好循環を創出していく必要がある旨明記しました。
9	今回条例を制定するうえでの特徴はどこにあるのでしょうか。県、市町、県民等の役割など、従来から取り組んでいるものと違いが出てくるのでしょうか。他県もいくつか策定されているようですが、山口県の条例のポイントを明確に示していただければと思います。	条例については、観光の振興全般にわたる総合的な内容となっていますが、他県に比較した独自性として、観光振興の理念を「交流人口の拡大」から「定住の促進」に高め、①観光地域づくりの推進②観光産業の振興③誇りと愛着を持ったおもてなし（県民の定住意識の高揚）の3点に重点を置いてその実現を図ろうとすることをポイントとしています。
10	県外の知り合いからも、山口県は観光地・観光資源は多いのに、あまり知られていないものが結構多いという話を聞きます。PR、交通、物語性など多岐にわたる内容だと思いますので期待しています。	基本的施策に掲げる観光旅行者の来訪及び滞在の促進をはじめとした諸施策の推進により、本県観光の振興を図ってまいります。今後の施策推進に当たって参考とさせていただきます。
11	<p>&lt;資料「素案の概要」資料について&gt; 「2 検討状況」より(1)～(7)</p> <p>県民から意見を募集するのであれば、提示案の審議内容を提示すべきです。</p> <p>上記提示無いパブリックコメントの実施は無意味ですので、上記提示実施の上再度パブリックコメントを実施願います。</p>	<p>条例素案の作成過程の段階から、様々なかたちで貴重な御意見等をお聞きするとともに、そのこと通じて、観光振興の気運を醸成していくことが重要との認識の下検討を行い、その御意見等を踏まえて作成した条例素案についてパブリックコメント（県民意見の募集）を実施させていただいたところです。</p>
12	<p>&lt;資料「素案の概要」資料について&gt; 「2 検討状況」より(3)、(4)</p> <p>県民から意見を募集する案について、提示案を各種「調査」により作成したのであれば、どの様な調査(調査方法、対象、アンケートであれば内容・回収率 等々)を基にしたのか具体的に提示すべきです。</p> <p>上記提示無いパブリックコメントの実施は無意味ですので、上記提示実施の上再度パブリックコメントを実施願います。</p>	<p>条例素案の作成過程において「県政世論調査」等を活用し、県民の皆様の観光振興に対する意識等をお聞きして作成した条例素案についてパブリックコメント（県民意見の募集）を実施させていただいたところです。</p>

13	<p>&lt;資料「素案の概要」資料について&gt;  「2 検討状況」より(5)~(7)</p> <p>県民から意見を募集する案について、提示案を各種団体との「意見交換」により作成したのであれば、どの様な「団体」とどの様な「意見交換」をしたのか具体的に提示すべきです。</p> <p>上記提示無いパブリックコメントの実施は無意味ですので、上記提示実施の上再度パブリックコメントを実施願います。</p>	<p>条例素案の作成過程において、市町、観光関係団体等、多様な関係者の皆様からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて作成した条例素案についてパブリックコメント（県民意見の募集）を実施させていただいたところです。</p>
14	<p>&lt;「山口県観光振興条例（仮称）素案のポイント」より&gt;</p> <p>「条例により県を挙げて共有する理念：観光の振興による“定住人口”の拡大」の理念を「観光」に期待する/押し付ける事に無理があります。</p> <p>立寄り観光、宿泊観光、日帰り観光、県内観光、市内観光、さまざまな観光形態がある中で「観光→定住」という行政発想は短絡的にしか思えません。</p>	<p>「定住人口の拡大」については、「定住の促進」へと表現を改めました。</p> <p>前文において、観光振興の理念を「定住の促進」へと高めた考え方を明記させていただきました。</p>
15	<p>&lt;「1 観光が持つ力の再認識」より&gt;</p> <p>表題・文中の「観光」を「( )」に変更して、( )内に各種産業名称入れても、対応施策の困難程度あるものの何でも当てはまります。(例：農業、漁業、林業、サービス業、知的産業、製造業、環境産業等々。)</p> <p>「観光」を特別視する行政に発想の「歪み」を感じます。当内容を「山口県観光振興条例」とする必要性は全く無いと感じます。</p>	<p>直面する人口減少等の課題の克服を図り、地方創生を実現するため、観光振興への期待が高まっているところであり、こうした中、観光産業の振興について今回制定する条例のポイントのひとつとしました。</p>
16	<p>&lt;「2 分野横断的な観光振興」より&gt;</p> <p>全く持って何を仰っておられるのか、申し訳ありませんが解釈困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の垣根、市町村自治体を越えた観光事業対応</li> <li>・県外と連携しての観光施行</li> </ul> <p>という表現以上でわかり易い表現を御</p>	<p>地域独自の様々な資源を組み合わせ、その地域資源を十分生かした一体的なブランドづくりや情報発信、プロモーションにおいては、従来の観光関係者だけではなく様々な関係者を巻き込んでいく必要があります、観光地域づくりの推進に</p>

	<p>願い致します。</p>	<p>ついて今回制定する条例のポイントのひとつとしました。</p>
17	<p>&lt;「県民総がかりでの観光振興」より&gt; 観光「来てよし」から「住んでよし」には発想の飛躍があります。素案の再考を求めます。</p>	<p>自らが住む地域の魅力の再認識と、そのことによる誇りと愛着を持ったおもてなしにより地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたくなるような山口県として更に魅力を生み出していくとの考え方のもと、今回制定する条例のポイントのひとつとしました。</p>
18	<p>&lt;素案に対して&gt; 「観光の振興の理念」=定住人口の拡大へと高める様な施策をもちこんだ条例に無理があります。 また、「前文」で無理な理念を設定しておりますので、「目的」にもおのずから無理が生じると思われます。</p>	<p>「定住人口の拡大」については、「定住の促進」へと表現を改めました。 前文において、観光振興の理念を「定住の促進」へと高めた考え方を明記させていただきました。</p>
19	<p>&lt;素案に対して&gt; 本来県民・県内団体・行政機関が観光等関係なく成すべき事項を観光についてのみ切り出して記載して詳細を記載している様な内容であり、この様な内容を持って「観光条例」とするのであれば他各産業・行政施行との整合性が困難になると思われます。内容の一からの再考が必要と思われます。</p>	<p>観光の振興について、県、市町、観光関係団体、観光事業者及び県民がそれぞれの果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、一体的に取り組んでいくことにより、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとしており、他の産業、行政との整合性の確保が困難になるものとは考えていません。</p>
20	<p>観光上、「過去重大事故を引き起こした観光地」や、「過去重大事故を引き起こした商工業施設」、「他地域で重大事故を引き起こしたのと同様の商工業施設又はその建設予定地」に対して当条例素案はどのような対応を取る様になっているのでしょうか。明示願います。 多数が納得する様な返答が得られない様な条例であれば、最初から制定する必要は無いと思われます。</p>	<p>今回制定する条例は、観光振興を図るための共通理念を示すことを基本としており、権利を制限し、自由を規制するような権力を伴う事務に関する規定はありません。</p>

21	<p>素案には交通手段の利便性等が書かれていますが、高齢化社会に伴う旅行者の高齢化、ハンディキャップのある方々へ配慮もより必要と考えます。(モデルプラン、宿泊、観光施設のバリアフリー対応情報の配信等。)</p>	<p>観光旅行者の利便の増進として、旅行関連施設等の利便性、快適性等の向上の促進について規定しています。今後の施策推進に当たっても参考とさせていただきます。</p>
22	<p>素案に書かれている地域資源、観光資源には地域文化は含まれているのでしょうか。</p> <p>県内には多様な有形、無形の文化があり、これらは地域の歴史、先人たちの功績の上に形をなし、県、地域の特色、魅力を表現するものです。他県では、特色ある文化を積極的に観光やまちづくりに活用しています。</p>	<p>観光資源の活用による魅力ある観光地の形成として、「文化」も含んだ観光資源の開発、保護及び育成の促進について規定しています。今後の施策推進に当たっても参考とさせていただきます。</p>
23	<p>他県の多くは、独自に県指定伝統工芸士認定制度等をつくり、特色ある伝統産業を積極的に活用しています。山口県では伝統的工芸品といえば、国指定の3つの分野しかありませんが、県独自の制度をつかって認定することで、観光振興にもつながっていくのではないのでしょうか。</p>	<p>前文において、伝統的工芸品等の地域資源や生活文化は域外の人々を強く惹きつける魅力の源泉であるとともに、県民の誇りの源泉であることを明記しました。また、おもてなしの向上として県産品の紹介の強化について規定しています。今後の施策推進に当たっても参考とさせていただきます。</p>
24	<p>「山口県観光振興条例(仮称)」について、「面白いネーミングの条例にしたらどうでしょうか。</p>	<p>県民の皆様に着目し、県外の皆様にも訴求しやすいよう、名称は「おいでませ山口観光振興条例」としました。</p>
25	<p>「交流人口の拡大から定住人口の拡大へと・・・」について、難しい気もしますが、あえて難しい目標を設定するのもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>「定住人口の拡大」については、「定住の促進」へと表現を改めました。</p> <p>前文において、観光振興の理念を「定住の促進」へと高めた考え方を明記させていただきました。</p>
26	<p>「外国人観光客の来訪の促進」について、海外に中国など海外に「地球の歩き方」のような自由旅行者用のガイドブックはないのでしょうか。もしあればそこに掲載</p>	<p>観光旅行者の来訪の促進において、山口県の多彩な魅力に関する情報の発信、観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施等を国外に向けても行うとともに、外</p>

	してもらおう。	国人観光客の来訪の促進において、特に交通、宿泊その他の情報の提供、通訳案内サービスの向上等の促進等について規定しました。今後の施策推進に当たっても参考とさせていただきます。
27	「観光資源の創出、磨き上げと多様な観光旅行分野の普及」について、山口県は三方が海に囲まれているのが特徴。角島付近のコバルトブルーの海は非常に価値が高い観光資源で海外にPRすれば観光客は増えると思う。ただあまり観光客が増えて汚れてしまっは元も子もないので難しいところか。	観光資源の活用による魅力ある観光地の形成として、魅力ある観光資源の開発、保護及び育成の促進について規定するとともに、新たな旅行分野の開拓としても規定しました。さらに、観光地における環境及び良好な景観の保全についても規定しました。
28	「魅力ある観光地域づくりの推進主体の形成」について、「おいしい広島県」「うどん県」等に負けないくらいのキャッチフレーズをつくり、動画をYOU TUBE等にアップする。継続的にバージョンをかえ（観光地の場所を変え）、ストーリー性をもたせる。	地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりの推進を図るため、多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進について規定しました。こうした取組の中での効果的なプロモーションの施策推進に当たって参考とさせていただきます。
29	時宜を得た、有意義な条例案であると思料いたします。	前文において、今回の条例制定の趣旨等について明記させていただきました。全県を挙げた県民総がかりによる取組により、活力みなぎる山口県の実現を図ってまいります。
30	推進計画の策定及び実施にあたっては、定量的な目標とそれを検証・改善することが出来る仕組みを設けること、また、計画の進捗状況を定期的に関示する仕組みを設けることを検討頂きたいと思います。	地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりの推進を図るため、多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進の規定においても、適切な目標の設定による事業活動のマネジメント等の取組を進めていく必要があるとあり、こうした基本的施策をとりまとめた推進計画の策定及び実施に当たって

		も、いただいた御意見を参考とさせていただきます。
31	コンサルティング機能を併せ持つ地域／広域金融機関や全国的な観光事業者等との実務レベルでの協働を推進していきたいと思います。	魅力ある観光地域づくりの推進における地域の多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進や、観光産業の振興において、金融機関等との連携、協働は重要と考えています。今後の施策推進に当たって参考とさせていただきます。
32	他県の例に見る古民家を利用した民泊事業者など、観光ベンチャー育成支援の方策についても併せて検討頂きたいと思えます。	観光産業の振興において、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応した良質なサービスの提供の確保の促進について規定しました。今後の施策推進に当たって参考とさせていただきます。
33	素案「12 財政上の措置」に関する記述の主語は「県」でしょうか。	県として、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定しました。

**(その他、パブリックコメント制度に関するもの)**

34	<p>① 内容全体について再考すべき点多々あり、他意見募集との期間重複もあり、1ヶ月の期間設定は短いと感じます。資料再提示の上での期間の延長又は意見募集再実施を求めます。要請を断るのであればその理由を明示願います。</p> <p>② 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、県のホームページではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した(記事掲載された)のか、具体的(媒体、掲載日、大きさ)に提示願います。</p> <p>③ 当件の内容は地域性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集のほかに対象地域の住民・関係者から</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しました。</p> <p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(山口新聞及び中国新聞10月21日に突出広告を掲載)により広報に努めました。いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--



	<p>の意見聞き取り等の実施をお願い致します。</p> <p>④ 可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	
--	---	--